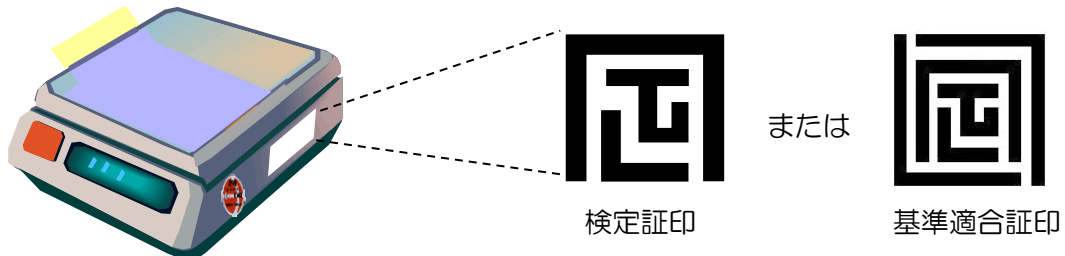


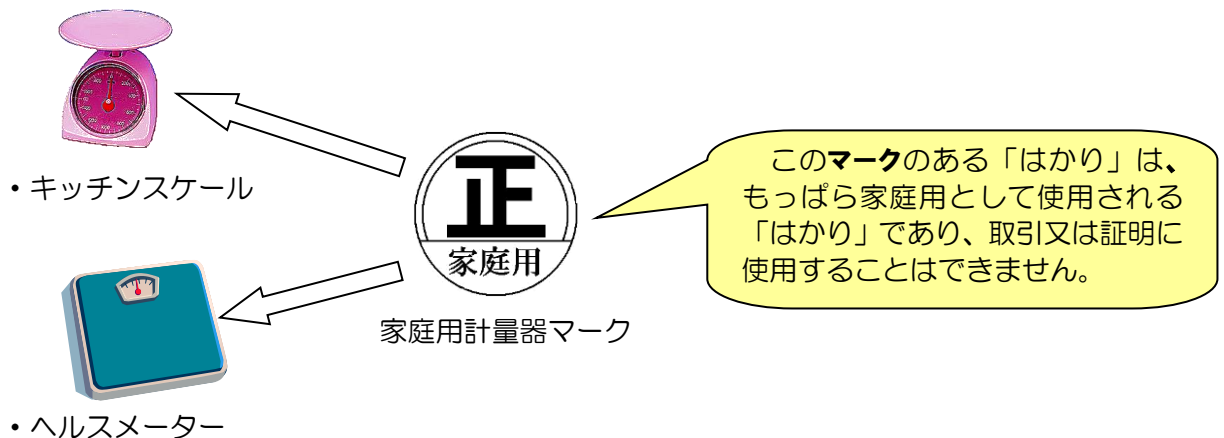
「はかり」を取引又は証明に使用するには！

購入する「はかり」は？

検定証印又は**基準適合証印**が付されている「はかり」を購入しましょう。「はかり」に次のマークがあるか確認してみましょう。



なお、**取引又は証明に使用できない「はかり」**には「**取引・証明以外用**」のシールが貼られた「はかり」、及び**キッチンスケール**、**ヘルスメーター**、**ベビースケール**があります。



購入したら？

2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

定期検査は、あらかじめ検査日や検査場所を公示して、長野県計量検定所や特定市（長野市・松本市・上田市・岡谷市）が行います。

この定期検査に合格すると、**定期検査合格シール**が貼られ、以降2年間は取引又は証明に使用できるようになります。



使用する前に！

- **安定していますか？**—— はかりを設置する場所は安定していてガタがなく、著しく風や温度の影響を受けない場所を選びましょう。
- **水平ですか？**—— はかりは水平器を見ながらはかりの“あし”を上下させて水平になるように調整し設置しましょう。

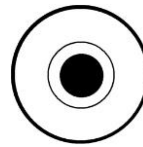
「はかり」



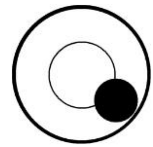
「水平器」

* 気泡が中心になるように設定しましょう。

良



否



- **ゼロはあっていますか？**—— はかりはゼロ点調整装置を操作してゼロ点を正しく表示するように調整しましょう。
- **載せ皿はきれいですか？**—— はかり表示部や本体の汚れ、載せ皿へ異物が付着していないように清掃しておきましょう。
- **周辺はきれいですか？**—— はかりの周辺が整理整頓されていて、はかりの載せ皿に何も接触しないようにしましょう。

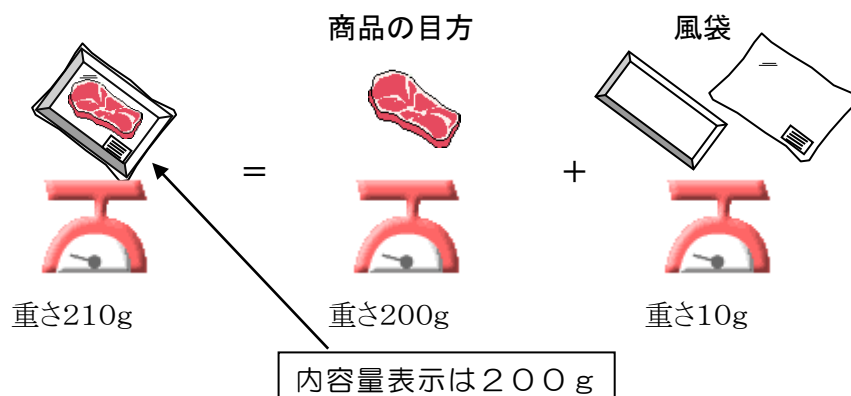
修理が必要になったら？

購入先又は「はかり」の修理事業者に問い合わせてください。県内の「はかり」の修理事業者についてはホームページに掲載してあります。

「風袋」は商品の目方には含まれません！

パック売りされている商品のうち、トレーやラップ、付属の専用のタレなどを「風袋（ふうたい）」と呼んでいます。風袋は商品の目方には含まれませんので注意しましょう。

下図のような場合、風袋量が10gあると内容量表示は200gです。



<お問い合わせ先>

●長野県計量検定所

〒390-0852 松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内

電話：0263-47-4006 ファックス：0263-47-9895

電子メール：keiryo@pref.nagano.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.nagano.lg.jp/keiryo/